

○南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱

平成 19 年 4 月 17 日告示第 47 号

南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、企業等の活性化及び町の財政収入の確保を図るため、南大隅町が保有する資産(町が発行する広報紙、町のホームページを含む。以下「町有資産」という。)への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第 2 条** 町有資産の有効活用を図るほか、広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)に優良な広告媒体を提供することにより、町の新たな財源確保又は歳出削減を行い、町民サービスの向上を図るために実施するものとする。

(広告掲載の対象)

**第 3 条** 広告掲載について、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令又は条例若しくは規則に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (7) 誇大表示、不当表現その他表現方法が不適切なもの
- (8) 当該広告の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (9) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの
- (10) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (11) 青少年にとって有害であると認められるもの
- (12) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者に係る広告は、表示することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの及びこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (3) ギャンブル(宝くじに係るものを除く。)に係る業種又は事業者
- (4) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告事業の対象とすることが適当でないと認められる業種又は事業者

3 次の各号に掲げる者は、広告主としないことができる。

- (1) 法令等に違反した者
- (2) 町から指名停止措置を受けている者又は町から不利益処分を受けている者
- (3) 町税を滞納している者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広告主として適当でないと認められる者

(広告主の範囲及び広告掲載の優先順位)

**第 4 条** 広告主は、原則として県内に事業所等を有するものとする。ただし、町内にゆかり(出身者等)

のあるものは、この限りでない。

2 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 町内に事業所等を有する者の広告
- (2) 町外に事業所等を有する者の広告
- (3) 前各号に該当しない者の広告

(広告掲載の位置)

**第5条** 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

(広告掲載規格及び掲載料)

**第6条** 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	縦 50 ミリメートル×横 87 ミリメートル	1回	5,000 円
バナー 広告	GIF・JPEG 形式	縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル	1月	5,000 円

(広告の掲載期間)

**第7条** 広告の掲載期間は1か月単位とし、連続掲載期間は最大12月とする。

(広告の募集)

**第8条** 広告の募集は、町広報紙及び町ホームページにより行う。

(広告の申込)

**第9条** 広告主は、広告掲載申込書 ([様式第1号](#)) に広告案を添付して、掲載を希望する30日前までに広報担当課に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

**第10条** 町長は前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書 ([様式第2号](#)) により広告主に通知するものとする。

2 広告の申込みが掲載枠数を超えた場合は、第4条の規定によるもののほか、先着順により決定する。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

**第11条** 広告主は、広告掲載決定後、町長の指定する期日までに、一括納入しなければならない。

(広告掲載料の還付)

**第12条** 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、広告掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書 ([様式第3号](#)) を町長に提出しなければならない。

(広告主の責任等)

**第13条** 広告主は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情又は被害の申立て若しくは損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

2 広告の内容が第3条第1項の規定に該当することが判明した場合又は第3条第3項の規定に該当し広告主としない決定をした場合は、広告の表示を中止するものとし、広告主は、広告の表示の中止に伴い生じる経費を負担するものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告の掲載を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

3 広告の版下及び原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、町が指定する方法により提出するものとする。

(広告掲載の取り消し)

**第14条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき。
- (4) 広告掲載決定後の事情変更等により広告の内容等が第3条第1項、第2項の規定に抵触したとき。
- (5) 広告掲載決定後、広告掲載者が、第3条第3項各号の規定に該当するに至ったとき。
- (6) その他、町長が特に広告掲載に支障があると判断したとき。

2 町は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載取消通知書 ([様式第4号](#)) により申込者に対し通知しなければならない。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成19年4月17日から施行する。

**附 則** (令和4年3月17日告示第8号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

広 告 掲 載 申 込 書

南大隅町長 様

申込者 住所 (所在地) \_\_\_\_\_  
 氏名 (名 称) \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

【連絡先】 担当者 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_  
 e-mail \_\_\_\_\_

広告を掲載したいので、南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 この申込書及び添付書類並びにバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容は、事実と相違ありません。
- 2 南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱を遵守します。

記

広報紙

掲 載 月	4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
枠 数						
掲 載 月	10月号	11月号	12月号	1月号	2月号	3月号
枠 数						

(注) 掲載希望月に枠数を記入 (最大4枠まで) \* 1枠は50mm×87mm

ホームページ バナー広告

掲 載 月	_____ 年 月から _____ 年 月まで ( _____ か月)
-------	-------------------------------------

(注) 掲載希望月を記入 \* 1枠は60<sup>ピ</sup>ケル×140<sup>ピ</sup>ケル

○ 添付資料

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広告原稿又は作成予定の画像の案を添付してください。</li> <li>2 掲載希望者の業種及び業務内容がわかる資料<br/>                     ※掲載希望のホームページを公開している場合は、該当するページの URL を記載してください。 →<br/>                     ( _____ )</li> </ol> |
|--|

年 月 日

様

南大隅町長

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 許可する。

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 広告掲載内容   | 別添のとおり                           |
| (2) 広告掲載     | 月                                |
| (3) 広告掲載料    | 円                                |
| (4) 広告掲載料の納付 | 年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払ください。 |
| (5) 広告掲載条件   | 南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱に従うこと。         |

2 不許可とする。

(事由)

年 月 日

南大隅町長 様

広告掲載料還付請求書

申込者 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
氏名（名称） \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱第12条に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

還付請求額	円
掲載予定媒体	
広告掲載月	年 月

年 月 日

様

広告掲載取消通知書

南大隅町長

南大隅町広報広告掲載に関する取扱要綱第14条第2項に基づき、下記のとおり広告掲載の取消について通知します。

記

掲 載 予 定 媒 体	
広 告 掲 載 月	年 月
取 消 の 事 由	1 要綱の違反 2 広告主による取消 3 その他（ ）